

令和2年9月定例会 常任委員会

企画環境委員会

委員長名	佐藤雅裕
委員会開催日	令和2年10月1日(木)、2日(金)
所属委員	[副委員長]佐藤義憲 [委員] 山口信雄 三瓶正栄 佐久間俊男 矢吹貢一 宮本しづえ 勅使河原正之 長尾トモ子 亀岡義尚



佐藤雅裕委員長

(1) 知事提出議案：可 決…2件
承認…1件

※[知事提出議案件名はこちら](#)

(2) 議員提出議案：可 決…1件

※[議員提出議案はこちら](#)

(10月 1日(木) 生活環境部)

佐久間俊男委員

先ほど部長から阿武隈急行の運転再開に必要な工事は今月中に完了する見通しとの説明があったが、生4ページに阿武隈急行災害復旧事業費補助金として約5,700万円が計上されているため、この補助金について説明願う。

また、工事全体が今月中に全て終了するのか併せて聞く。

生活交通課長

令和元年東日本台風では全体で約50か所の被害が発生し、8月末現在で24か所が完了した。残りについても多くの箇所です土木本体工事が完了し、周辺の工事等を残すのみである。

今回の補助金の主な部分は、あぶくま駅北側でのり面が崩壊したことによる工事や、不通になっている富野駅-丸森駅間の線路で多数見つかった補修箇所を整備する補正予算である。

現在、運休している富野駅-丸森駅間については、6月27日から回送列車が運行できる状況になっているが、その区間の営業運転を再開するために必要な工事が10月中に終了し全線再開する。

しかし、工事全体としては10月末で終了するわけではなく、周辺工事や線路下の敷石の交換など細部の工事は残っているため、運転再開後も時間を見ながら工事を進め、今年度中には全ての工事をおおむね完了させたい。

佐久間俊男委員

阿武隈急行の全線運転再開はいつ頃予定しているのか。

生活交通課長

今まさに最終的な工事を行っている。具体的な再開日時等については、阿武隈急行で運行計画などの細部を詰めており、いずれにしても早期の運転再開に向けて検討を行っている。

佐久間俊男委員

阿武隈急行は地域交通の担い手としての歴史を持っており、県民、地域にとって重要な足であるため、いつ頃に全線再開できるのか周知することも重要である。この点についても配慮しながら全線再開を目指すよう願う。

宮本しづえ委員

生3ページ、公共交通対策費の南福島駅のエレベーター設置費用が減額補正になった。地域には今年、南福島駅にエレベーターが設置されそうと言ってきた経過もあり残念であるが、今後の見通しを聞く。

生活交通課長

委員指摘のとおり当初の想定としては今年度に事業を行う予定であった。

この事業は鉄道事業者であるJR東日本が国や地元自治体からの支援を受けて、バリアフリーの観点でエレベーターを設置するものである。

今年度については国から事業が採択されない状況になったため、福島市とJR東日本で協議し、今年度の申請は見送り、来年度の実施に向けて現在調整中である。

宮本しづえ委員

引き続き、早期に実施できるように国、JR東日本に要請願う。

次に、生9ページの「人権への気づき」推進事業について聞く。

生活環境部として取り組む部分と各分野で取り組む部分があると思う。特に教育分野で取り組むべき課題が非常に大きいと思うが、この事業には教育分野との連携は盛り込まれているのか。盛り込まれているとすればどのように連携を図りながらこの事業を推進していくのか。

また、今は誰もが新型コロナウイルス感染症に感染する可能性があるため、感染した人を非難するようなことは絶対にあってはならず、それが重大な人権問題ということをどのように広げていくのか。

男女共生課長

インターネットやSNSをはじめとした誹謗中傷などの問題が顕在化しているため、メディアを使った啓発事業により県民に広く人権の大切さを訴えていく事業である。

また、学校等についてはこれまでも連携事業により人権の大切さを訴えてきている。例えば、スポーツ団体と連携した事業で県民や子供たちに人権の大切さを訴えたり、障がい当事者の方を講師としたセミナーにおいて、ワークショップにより障がい者に対する実際の接し方などを学びながら人権の大切さを訴えてきた。

宮本しづえ委員

生活環境部としての取組を進めるとのことだと思うが、どうしたらよいか本当に悩ましい。いろいろな人の知恵も借りながら取り組んでいく必要がある。

新型コロナウイルス感染症の問題では住み続けることができなくなり、引っ越したとの話を聞く。これは非常に重大な問題であるため全庁を挙げて取り組むべき課題と位置づけて進めてるよう願う。

佐藤義憲副委員長

部長説明に消費生活センターの取組があったが、新型コロナウイルス感染者に対する不当な差別や偏見については消費生活センターで相談を受け付けているとの理解でよいか。

消費生活課長

消費生活センターではあくまでも消費生活相談を扱うため、消費者から人権的なことについての相談があれば人権に関する相談の専門機関を紹介している。

佐藤義憲副委員長

9月に入り感染者が連日発生し増加したが、偏見や差別といった相談はどの程度寄せられているか。

男女共生課長

新型コロナウイルス感染症に伴う人権に関する相談については、9月9日から新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害の相談窓口を開設し丁寧に対応している。

また、福島地方法務局に人権の相談窓口があり、そこでは年度当初には10件程度の相談があったとのことだが、調査、救済事例はないと聞いている。

宮本しづえ委員

部長説明に災害による損壊家屋の解体・撤去物の処理状況が20.8%とあったが、これは申請に対して処理されたものとして理解してよいか。

一般廃棄物課長

災害廃棄物のうち家屋解体について現時点での処理量は20.8%になる。受付は既に終わっており、解体決定件数の50%ほどが解体済みとなっている。

家屋解体により発生する廃棄物の積算に当たっては、環境省から1件当たり117tで推計するとの数字が示されている。その条件で推計しているため、実際の廃棄物の発生量はもう少し少ないと見込まれ、実際の処理率はもう少し多いと考えられる。

宮本しづえ委員

家屋の解体済件数では処理率以上になっているとのことであるが、件数としても50%ほどでは少ない。解体、撤去を急ぐことが住宅再建を進める上では非常に重要である。解体、撤去が進まないのはどこに問題があるのか。

一般廃棄物課長

家屋解体については各市町村に対して聞き取り調査している。その中で今回のコロナ関係で入札に応募する業者が少なく、解体する業者がなかなか見つからない市町村もあると聞いている。そういった市町村にはこちらから出向いて市町村の業者だけで入札するとしていたものを幅広く入札対象にするように助言している。

宮本しづえ委員

実施主体が市町村ならば市町村の中で建設業者が見つからないときこそ県が広域的に支援できないのか。そういったところに県の役割があるのではないかと。広域的な支援をもう少し強めたらよいと思うが、どうか。

一般廃棄物課長

対象とする業者数の幅を広くして入札を受け入れている市町村もあるが、地元市町村の業者で行いたいとの市町村の意向もあるため、その辺を調整しながらもう少し広い範囲で対応するように助言していきたい。

宮本しづえ委員

本会議において飯舘村長泥地区の環境再生事業について質問したところ、2～4工区で事業が始まり、その面積が17haでそこに使われる土壌の総量は23万m³とのことであった。この飯舘村の環境再生事業の総面積は34haと見込まれているため、単純計算すると34haでは46万m³を使うことになる。飯舘村の除去土壌全体で約200万m³あると言われているため、長泥地区に2割を超す除去土壌が環境再生事業で集中的に使われることになる。これは膨大な量だと思うが、住民は当初からこれぐらいの量になることを分かっていたのか。

中間貯蔵施設等対策室長

今回の環境再生事業について国は事業開始のときから地元に対して説明している。具体的な量は盛土する土地の高低差もあるため積算しなければ分からないが、それなりの量が使われることは住民も承知していると認識している。

宮本しづえ委員

長泥地区の住民はそういった説明を受けて、分かっていたかもしれない。

しかし、飯舘村の住民全体がそこまで理解していたかは大変疑問である。長泥地区の自治会が苦渋の選択で受け入れたのであって、村民全体が承知した事業ではないと思う。

この事業には膨大な量の除去土壌が一般の畑地の盛土として使われることになり、もしも災害などで流出すれば汚染が

さらに広範囲に拡大しかねないため、重大な事業であるとの認識に立って、しっかり監視していく必要があると思うが、どのように安全対策を取るのか。

中間貯蔵施設等対策室長

今回、除去土壌の再生事業に当たっては、実証試験として除去土壌を実際に使って、放射性物質の地下水への溶出の状況などについても確認し、安全性が確保されていると聞いている。また、除去土壌の上には覆土して飛散を防止している。

災害等への対策については国に対して適切に対応するように求めてきたところであり、安全対策については管理の基準をつくって十分にされるものと認識している。なお、安全・安心の確保については住民の理解が重要であるため、国に対して丁寧な説明を求めてきたところである。

宮本しづえ委員

既に事業が始まっているため、県としてもしっかり安全確認するよう願う。

次に、本会議でも取り上げた地球温暖化について聞く。

温暖化対策は計画をつくって取り組んでいるとのことだが、2017年の実績報告ではCO₂排出量が前年度比でマイナスではなく1%増えている。

そこで、CO₂排出量が増えた理由と減らすための対策について聞く。

環境共生課長

排出量は8月に公表したが、その中で調整後排出量が前年度比で1%増加した。この調整後排出量は温室効果ガスの9割以上を二酸化炭素が占めているため、二酸化炭素総排出量から森林吸収分と再エネ導入分を差し引いたものとなり、この数字で計画を管理している。

今年度は、再エネ導入について伸びが見られたが、森林吸収量が少なく抑えられたことが大きな要因だと考えられる。森林吸収量については津波被害による森林の減少やデータの取り方がある。データは5年ごとに森林伐採実績を取りまとめ、会津地区の5年分の伐採実績が今年度の積算に使われたことで森林吸収量の伸びが抑えられ1%増につながったものと思われる。

なお、二酸化炭素の家庭分については10%以上の削減が進んでいるため、事業所分の削減が課題だと考えている。

宮本しづえ委員

たまたま森林伐採実績がまとめてカウントされたとの説明であるが、いずれにしても県の目標は2020年に1,415万tまで減らす計画になっている。2017年の調整後排出量が1,648万tであるため、3年間で約200万tを減らすことができる計画になっているのか。

県が掲げた目標を達成するには思い切った対策を取らないといけない。世界は2030年までにCO₂排出実質ゼロを目指すところが増えてきているが、国内のCO₂排出実質ゼロは2050年を目標としているため世界から20年遅れている。その20年遅れた取組でさえも宣言できないのが本県の現状である。

統計の数字がないため2017年までの報告しかないが、今後の見通しはどうか。

環境共生課長

2020年の削減目標マイナス25%に対して、2017年がマイナス12.6%である。具体的にこの部分が何tとは説明できないが、省エネ対策を一層進めるとともに、環境省との連携協定も踏まえながらしっかり力を入れていきたい。

また、再エネの導入を図っていく計画があるため、最終的には2030年の目標に向けて徹底した省エネ対策と再エネの導入に取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

CO₂排出量は間接的な排出量であるため、県内で直接排出されるCO₂量は含まれていない。そこで、実質的にCO₂排出量をゼロにするには県内の間接排出量だけでなく、直接排出量の問題にもしっかり目を向けていく必要がある。

CO₂排出の最大の問題は石炭火力発電である。この石炭火力発電をどうやって廃止して、再エネに転換していくのか。これが環境対策として非常に重要な課題であるため、間接排出量だけでなく、直接的な排出の問題についても企画調整部と連携しながら取組を進めていく必要がある。この点で県の取組は問題があると指摘してきた。

今年9月から勿来の石炭ガス化複合発電の運転が始まる。運転が始まれば30～40年動き続けるが、間接的な排出量に含まれないから県は心が痛まないのか。生活環境部は県から排出されるCO₂を実質減らすための取組を全庁を挙げて行う必要がある。こういった観点でしっかり取り組まなければいけない課題であると認識して各部局との協議を進めるべきだと思うが、部長どうか。

生活環境部長

地球温暖化対策については喫緊かつ非常に重要な課題であると認識している。これまでも県民一人一人の協力を得ながら県民総ぐるみで省エネの推進及び再生エネルギーの促進に取り組んできたところである。

委員指摘のとおりエネルギー政策については森林整備であれば農林水産部、啓発であれば学校を含めた県庁内の様々な部局が関わる課題であるため、重要な課題であるとの共通認識の下対策を強化していく。

現在、改定を進めている県の地球温暖化対策推進計画についても様々な有識者の意見を聴きながら全庁を挙げてしっかり取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

全庁を挙げて取り組むよう願う。

石炭ガス化複合発電とはいえ勿来と広野に合わせて100万kWの新たな石炭火力発電ができる。ここで年間に使われる石炭の量は約360万tになり、CO₂が排出される量はその3倍以上になるため1,000万tを超える。今、本県の排出量が約1,600万tであることを考えると本県の年間排出量の約6割に匹敵する量が間接排出量には含まれないとはいえ、本県の上空に排出されることになる。そういった重大なことであるため、技術革新による石炭ガス化複合発電で本県初の新しい技術だからよいとはならないのではないかと。県はそういった問題であることを認識してしっかり取り組んでいく必要があることを指摘しておく。

佐久間俊男委員

南会津の住民からイノシシの被害が後を絶たず、今のままではイノシシの被害が全く減らないとの話がある。計画に基づいてイノシシを捕獲していると思うが、現在の捕獲状況について聞く。

自然保護課長

イノシシの被害対策については3つの大きな柱がある。1つ目は捕獲、2つ目は侵入防止柵の設置などの被害防除、3つ目は集落内外の生息環境管理である。

委員指摘の捕獲については、令和元年度の有害捕獲、狩猟捕獲、直接捕獲の3つ合わせてこれまでの最高となる3万738頭を捕獲している。

佐久間俊男委員

捕獲の一番の目的は我々の生活に支障のないようにすることである。現場の声として南会津の住民が何とかしてくれと言っている状況にあることを県には認識してもらいたい。

また、部長から「農林水産部と協議の上、捕獲重点エリアを設定するなどイノシシの捕獲強化に取り組んでいく」との説明があったが、その内容について説明願う。

自然保護課長

豚熱対策に関する捕獲重点エリアの設定であるが、経緯としては先月8日に会津若松市で発見された死亡野生イノシシを翌9日に検査をしたところ豚熱感染が確認されたため、10日には農林水産部が移動制限区域を設定し、養豚の移動を制限した。また、同じく10日に農林水産部と生活環境部で連携して捕獲重点エリアを設定した。

捕獲重点エリアの設定に当たっては国から確認された地点から半径40kmを目安とするとの考え方が示されているため、

会津地方の大半と中通りの一部が範囲内となる。

会津地方については8月、群馬県片品村の本県近くで豚熱感染の死亡野生イノシシが発見されたため、南会津町、檜枝岐村、只見町も含めた17市町村を捕獲重点エリアに設定した。中通りについては目安である半径40kmが東北自動車道と近い位置関係にあったため、それを目安として8市町村の東北自動車道の西側を捕獲重点エリアとして設定した。

また、捕獲重点エリアについては昨年の捕獲実績の2割を新たな目標として設定して捕獲を強化していくとともに、捕獲したイノシシを検査することで監視体制を強化する。

なお、この検査については農林水産部の中央家畜保健衛生所で実施する。

佐久間俊男委員

捕獲重点エリアの捕獲頭数を2割増やすとのことであるが、令和2年度の目標捕獲頭数は幾らになるのか。

自然保護課長

捕獲重点エリアの昨年の捕獲実績は2,860頭であるため、目標としてはその2割増を考えている。県全体では直接捕獲の頭数を1万頭から1万3,000頭に増やしている。それに狩猟捕獲、有害捕獲を合わせて2万5,000頭を目標としつつ最大限捕獲する。

佐久間俊男委員

生活環境部の令和3年度の事業計画の作成は既に始まっていると思うが、総合計画の策定が来年9月に延期になった状況において県全体の課題である新型コロナウイルス感染症やイノシシ、熊、鹿などによる鳥獣被害をどのようにして令和3年度事業計画に反映させるのか。特に、イノシシについては数が減っていないとの声もあるためしっかり取り組むようお願い。

そこで、若い人を狩猟者として育てていかななくてはならないと思うが、狩猟免許の取得状況を聞く。

自然保護課長

令和元年度の銃猟免許、わな猟免許、網猟免許を合わせた狩猟免許取得者は477人である。

震災前の平成22年度は341人、震災直後の23年度は113人となっている。最近では27年度が350人、28年度が369人、29年度が462人、30年度が457人となっており、少しずつ狩猟免許の取得者は増えてきている。

佐久間俊男委員

これからも狩猟者の確保のため狩猟免許取得の取組を強化願う。

次に、先日、私の家の敷地内にある除去土壌が搬出されて安心したところであるが、まだまだ搬出されていないところもあるため早期に搬出できるように市町村を支援するよう願う。

そこで、現在の汚染状況重点調査地域の除去土壌の搬出状況について聞く。

除染対策課長

仮置場の数は1年前と比べて約2割減少して553か所、現場保管は3万2,271か所となっている。

面的除染は既に終了しているため、今は現場保管しているところから仮置場、または仮置場から中間貯蔵施設へ搬出している状況である。

国では来年度までに中間貯蔵施設への搬入をおおむね完了させるとしているため、市町村に現場保管している除去土壌の搬出を進めている。

佐久間俊男委員

仮置場から中間貯蔵施設に搬入するが、県は仮置場の原状回復についてどのように考えているのか。

除染対策課長

仮置場の原状回復については国のガイドラインに基づいて借地した時点の状態に実現可能で合理的な範囲及び方法で復旧することを基本に進めている。

仮置場の原状回復については土地所有者の跡地利用に支障を来さないように機能回復を図るとされているため、県とし

ては土地所有者の意向を丁寧に確認しながらガイドラインに基づき原状回復が円滑に進められるよう市町村に助言している。

佐久間俊男委員

今までスポーツや散歩などができていたところが仮置場になったことで使えなくなり、生活にも支障が出ている状況もあるため、機能回復も含めた原状回復をするように市町村を支援願う。

宮本しづえ委員

帰還困難区域の除染は国が直轄で行うことになっているが、帰還困難区域の町村によっては町村が実施主体となって除染したいとの要望がある。

そこで、帰還困難区域の除染を町村が実施主体となって行うにはどのような手続をすればよいのか。

環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

帰還困難区域の除染については法令で除染実施者が国と定められているため、今の制度ではできない。

宮本しづえ委員

町はそういった要望を国にしているが、今の制度ではできないのであれば、放射性物質汚染対処特措法を改正すればよいのか。県としてそういったことも含めて国に要望するのか。

除染については下請事業者が元請事業者の責任者に現金などを提供していたことが明らかになった。これは国の直轄事業で明らかになったことであるため県が直接に関わっていることではないが、除染についてそういったことが報道されたことは極めて遺憾である。

町村が地元の事業者で除染したいとの要望は当然のことであるため、それが可能になるような仕組みを県として国に求めていくべきと思うが、どうか。

環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

富岡町がそのような要望をしていることは承知している。

地元の気持ちに寄り添うことは大変重要なことであると考えますが、現時点で国、県においてその要望に対する方針はまだない。今後、避難地域復興局等で地元の要望をしっかり聴いて判断していくことになると思うが、現在の法令では帰還困難区域は国が除染することになっている。

佐藤義憲副委員長

6月定例会の委員会で包括外部監査報告書の環境創造センターに対する意見について質問したが、意見の把握はこれからとのことだったため、その後の対応について聞く。

包括外部監査報告書では環境創造センターの交流棟について意見が6件あり、そのうち来館者数、稼働率に関しては改善の余地があるとの意見であったが、こういった対応をしたのか。

環境共生課長

来館者のカウントについては、入るときと出るときの2回カウントされているような書きぶりだったが、環境創造センターに行って確認してきたところ、入ったときに1回だけカウントしており二重にカウントされることはない。再入場の場合にはセンサーであるためどうしてもカウントされてしまうが、再入場はイベントなどで駐車場にキッチンカーが来たときに来館者が食べ物を買って再入場する程度のため考慮するほどの数ではない。

また、来館者数の指標についても小学校だけでなく、全体の指標やアンケート調査を活用しながらまた来館したくなるような取組に生かしていきたい。

佐藤義憲副委員長

有料貸出対象の利用状況がホール15%、多目的会議室67%、会議室28%と低迷しているため外部監査報告書には「立地する三春町をはじめ近隣の市町村、商工会議所等へ定期的にPRすることも必要である」との意見があるが、この取組状況はどうか。

また、学習室及びセミナー室については「利用状況について報告する対象になっていないために利用実績が分かる資料がない」との意見があるが、どのように対応したのか。

環境共生課長

有料の貸出しについては会議以外の研修、講演会、ワークショップなどの様々な目的での利用について近隣の市町村、県内外の教育委員会及び旅行会社等に積極的に呼びかけて利用促進を図っていきたい。

また、学習室及びセミナー室について、今年度は利用状況を把握できるように改めて運営している。なお、学習室については新型コロナウイルス感染症対策として密にならないような活用を実施している。

長尾トモ子委員

環境創造センターを皆に利用してもらいたいと思うが、国道288号から来るときの看板が茶色で小さくて分かりづらい。景観に配慮することは大事であるが、分かりにくくは意味がないため、看板を工夫する必要がある。

また、交流棟は入ってよいのかと不安になるぐらいシンプル過ぎて入りづらい。交流棟には360度全球型シアターというすばらしい展示があるので、もっと来館者を迎える環境をつくり、親子で入りたいというような気持ちにさせることが大事だと思うが、どのような工夫をしているのか。

環境共生課長

環境創造センターと共に分かりやすい看板など来館者を迎える環境づくりを検討していきたい。

次長（環境共生担当）

開館当初は、三春町の景観条例のため委員指摘のとおり茶色の看板しかなかったが、昨年度、環境創造センターが費用負担して国道288号から入るところの道路の青い案内標識に「コミュタン福島」と表示するとともに工業団地に入っても分かりやすいように看板を追加し、環境創造センターへのアクセスを改善させた。

長尾トモ子委員

人が来ないと意味がないため、東日本大震災・原子力災害伝承館との学習旅行などと連携しながら県民だけでなく、様々な人が来館したくなるような環境づくりをもう一度考えるよう願う。

次に、環境創造センターでは猪苗代湖の水質を調査をしていると思うが、ヒシや水草が非常に多くなっている。先日、小黒川や天神浜の周辺でどれくらい水草などが取れるか調べて比較したところ小黒川が一番多かった。こういった調査をNPO法人だけに任せるのではなく、本来は環境創造センターの水質調査ですべきと思うが、そういった取組はどのように進めているのか。

水・大気環境課長

猪苗代湖の水質の状況については年1回公表しているが、水草の回収状況についても情報発信していきたい。

長尾トモ子委員

データを正確に収集していくことが環境創造センターの役割でもある。

平成13年度頃の猪苗代湖は日本一きれいな湖だったが、30年度では14位まで下がってしまった。我々が誇りに思う猪苗代湖の水質が悪化していることは分かっているため、NPO法人だけに任せるのではなく、県としてももう少し力を入れるべきだと思うが、部長どうか。

生活環境部長

先日、磐梯朝日国立公園指定70周年記念式典があったが、猪苗代湖は本県が誇る宝の一つであると考えている。この水環境をしっかりと守り、受け継いでいくことが我々の責務だと考えている。このため委員指摘のとおり水草の生育状況も含めて状況を分析して取り組んでいくことが県として求められている。

先日環境省と締結した連携協力協定においても、猪苗代湖の水質保全等について国と一緒に考えていくことが盛り込まれている。それを踏まえて県として水草の回収に直接関わるような取組を検討し、市町村とも連携しながら猪苗代湖の水環境保全にしっかりと取り組んでいく。

(10月 2日 (金) 企画調整部)

宮本しづえ委員

約2年前に高校の就学支援金の申請手続にマイナンバーを使えるように条例が改正された。今回の議案第12号もマイナンバーが使える事業を拡大するものだと思う。

この条例改正は本人が希望したときにマイナンバーを利用できる規定だと思うが、条例が改正された高校では個人の希望にかかわらず、マイナンバーの提出を求めているところがある。これでは、条例の趣旨と異なるのではないか。

そこで、今回の条例改正においても同じことが起きるのではないかと懸念しているが、どうか。

情報政策課長

マイナンバーを利用することで所得証明書の提出を省略できるが、マイナンバーを利用せずに所得証明書の提出でもよいため、保護者の意向に沿った手続はできる。

宮本しづえ委員

条例の趣旨はそうであるが、現場ではマイナンバーで対応するように言われている事例があると報告を受けている。今回の条例改正においても本人が希望しないのに提出を求められることになれば、この条例改正の趣旨とは違うのではないか。条例を適用するに当たっては厳格にそこをはっきりさせて周知していくことが必要だと思うが、どうか。

情報政策課長

この件については教育庁が所管しているため、その辺の懸念について情報共有していきたい。

佐久間俊男委員

新型コロナウイルス感染症の影響によって全国障害者スポーツ大会選手団派遣事業等が減額補正されている。その一方で専決処分にあるスポーツふくしま・リスタート支援事業等が増額補正されている。

これは減額補正した予算を選手のモチベーションを下げない、あるいは地域団体にとってマイナスにならない事業に充てているのか。

スポーツ課長

残念ながら国民体育大会をはじめ、全国障害者スポーツ大会、障がい者スポーツ振興事業が中止になったため、選手を派遣する旅費等を減額した。また、専決処分の増額補正については県内スポーツに関わる全ての方のスポーツ活動の再開や回復に向けた取組を支援し、県内スポーツ活動の振興を早急に図るため増額補正した。

佐久間俊男委員

コロナ禍で影響を少なくしながらスポーツ選手、地域団体を支援していくための増額補正とのことである。これからもコロナ禍でスポーツ団体、地域が催すものについて補助等も含めて支援願う。

勅使河原正之委員

部長説明にもあった定住・二地域居住施策について聞く。

企画15ページの定住・二地域居住推進費の5,652万円の増額についてである。昨年、移住または二地域居住したのは509世帯、739人で一昨年よりも119世帯、180人増えて近年にない伸びだと聞いている。そして、その特徴として20~40代の割合が76%で若い世代が移住しているので非常によいことだと思う。

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークにより仕事しながら地方で生活することも広がりを見せているため、専決処分増額補正したと思っているが、その内容について詳しく説明願う。

また、企画16ページ、情報化計画推進費7,801万円の増額補正は、地方創生臨時交付金が財源のひもつきであるが、定住・二地域居住推進費と関連していると思うので、併せて説明願う。

地域振興課長

委員指摘のとおり新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて地方移住の関心が高まっていることを好機と捉え、リモートワークに焦点を当て移住施策の強化を図り、本県への移住をさらに力強く推進するための事業である。

昨年度の実績が509世帯と過去最高になり若い世代も多い。この若い世代はオンラインにもなじみがあるため、そこに焦点を当てた事業である。具体的な内容としては4つの事業を考えている。

1つ目は、移住を漠然と考えている層に向けた動画の発信である。新型コロナウイルス感染症の影響で現地に来れない方に新しい生活様式にマッチしやすい本県のコンテンツを取り上げ、本県だからこそできる暮らし、働き方について20本の短い動画を作ってユーチューブ等で情報発信していく。

2つ目は、市町村と連携してオンラインセミナーを強化する事業である。急にオンライン対応と言われてもなかなかできない市町村もあるため、そういった市町村を集めてオンラインセミナーのノウハウを学ぶセミナーを開催したり、市町村から希望を取り、県と市町村が一緒になってセミナーを3回ほど開催することを考えている。

3つ目は、副業マッチングの加速化である。県内の事業者が首都圏の副業人材を受け入れるためのマッチングサイトを開設している。このマッチングサイトを活用して首都圏の人材と交流する際に生じる経費の一部を支援し、サイトの活用を図ってもらうものである。

4つ目は、テレワークによる移住を促進するため、お試しのテレワーク移住を補助するものである。これは部長の説明にもあったが、9月17日に募集を開始して県外の方が県内でテレワークをする場合に必要な経費を補助する。これにより県外から県内でテレワークをする人を連れてきて、さらにその方にテレワークで働くだけではなく、地域の魅力にも触れてもらい将来的な移住につなげていきたい。

勅使河原正之委員

最後に説明があったお試し移住テレワークは注目すべき予算だと思う。これから定住・二地域居住を進めるためにもそういった事業を推進していくことは大事である。

そこで、5,652万円の予算のうちお試し移住テレワークの予算はどのくらいか。

地域振興課長

テレワークの体験支援の補助金であるが、全体のうち半分程度の約2,800万円を予算に上げている。初めての取組であるためどこまで伸びるか分からないが、9月17日に募集開始して現時点で6件の申請がある。

勅使河原正之委員

その後の経過を見ていく。

次に、企画16ページにある情報化計画推進費7,801万円は使い道に制限がある地方創生臨時交付金を100%活用するが、こういった内容になるのか。

情報政策課長

5月の臨時会で県庁の在宅勤務のため3,500本のライセンスを取得したが、期限が5～10月までのためこのライセンスを11～3月まで延長する費用として1,872万2,000円を計上している。

また、在宅勤務用の貸出しパソコンが50台しかなかったため、モバイルルーター内蔵のパソコンをさらに200台整備する費用として5,825万6,000円を計上している。

なお、既存の貸出し用パソコンの回線が少し足りないことも分かったため、それを増強する費用として104万円を計上している。

合計では7,801万円となり全て県庁の在宅勤務のための予算である。

勅使河原正之委員

県の情報化計画についてはこの7,801万円を100%と考えてよいか。

情報政策課長

7割の在宅勤務と言われているが、在宅勤務の状況がまだそこまでになっていないため、これから状況を見て判断して

いきたい。

宮本しづえ委員

本会議の東日本大震災・原子力災害伝承館の質問に対して文化スポーツ局長から「語り部の皆さんに対してつくったマニュアルは常識の範囲である」との答弁があったが、このマニュアルをめぐるのは常識の範囲を逸脱しているとの批判が各方面から出ている。誹謗中傷は常識として外すべきというのは当たり前の話であり、批判と誹謗中傷を一緒くたにするべきではない。ここが一緒になっているマニュアルのため問題になっている。県はそういった認識はあるのか。

生涯学習課長

東日本大震災・原子力災害伝承館における語り部活動については、地震津波、原発事故を経験した様々な出来事のその時々を思いを率直に語ってもらうことが非常に重要なポイントである。その上でマニュアルについては一般的な常識の範囲内で整理したものであることを語り部の皆さんに改めて丁寧に伝えて今後も語り部活動を継続していきたい。

宮本しづえ委員

常識の範囲ということ徹底するのであればマニュアルに批判もいけないと同列で書いているのは適切でないと思うが、それを適切でないと認めるのか。

生涯学習課長

あくまで一般論として一方的に聞き手の感情を害する口演を避けるためにマニュアルに規定しているため、語り部にも丁寧にそのことを伝えて今後も続けていきたい。

宮本しづえ委員

批判と誹謗中傷は分けて考えるべきと提起している。批判を聞いている人によってはあまり気持ちがよくないと思う人もいるかもしれない。受け止めが異なるのは仕方がない。また、語り部がどういった思いで語るかということもあるため、それはやむを得ない。

誹謗中傷と批判は本質的に異なる別物と考えるべきである。それを聞く人がどう受け止めるかおもんばかって批判も駄目というのは東日本大震災・原子力災害伝承館の運営の方針としても正しくないと思う。ここをはっきりさせるべきと思うが、どうか。

生涯学習課長

語り部の活動は現行のマニュアルに基づいて地震津波、原子力災害の発生から現在に至る自らの体験をありのままに来館者に分かりやすく伝える取組が重要である。既に語り部活動を行っているため、語り部との日常のコミュニケーションを通してそういったことを徹底していきたい。

宮本しづえ委員

マニュアルを見直すと言わないことが理解できない。

9月30日の仙台高等裁判所の生業裁判の判決はまさに画期的だったと思う。一審判決では、東京電力の責任を言いつつ国はその半分程度の責任との位置づけだったが、今回の仙台高等裁判所の判決は全く違う。東京電力と国は同等の責任があるときっぱり言っている。東京電力は長期評価で危険性が示されても対応してこなかったが、その対応を東京電力にさせる責任は規制機関である国にはあつたはずである。しかし、東京電力の経営をおもんばかって東京電力の言い分に唯々諾々と従ってきて規制機関としての責任を果たさなかった。それが今回の事故につながったと明確に言っている。東京電力は事業者でありどうしても経営的なことを考えるため、そこから国民の安全を守る立場である規制機関がその役割を果たすべきだったと厳しく指摘している。そこが今回の仙台高等裁判所の判決の大きな特徴であり、国、東京電力の責任は明確である。

国、東京電力がその責任を果たさなかったため今回のような事故が起きた。その事故により県民がこれだけの苦しい思いをさせられている。その被災者が語り部として活動しており、語り部として個々の思いを語ることは当たり前ではないか。人災なのだから東京電力や国を批判して当たり前である。仙台高等裁判所も人災と認めている。しかし、聞く人がど

う思うとか、国や東京電力をおもんばかりのような立場で県が話す中身まであれこれチェックするようなことをすれば事故そのものの本質を覆い隠すことになる。それは結果として県が国や東京電力を擁護することになってしまうと心配している。

このマニュアルでは来館者に事故の真実が伝わらないため、マニュアルから批判は駄目という内容を削除すべきである。来館者に事故の真実が伝わるようにすることが東日本大震災・原子力災害伝承館の一番の役割であることをしっかり認識した上で運営すべきと思うが、どうか。

文化スポーツ局長

語り部の基本として来館者に分かりやすく伝えることが大きな役割である。分かりやすく伝えるためには一方的な批判や誹謗中傷では聞き手の感情を害し、なかなか伝わらないことから一般的な範囲としてマニュアルを整理したものである。

委員指摘のとおり語り部は地震津波、原子力災害、過酷な避難生活など様々な経験をしているため、そうした経験を背景として自らの率直な思いを伝えていくことは自然なことである。引き続き、そうした趣旨を語り部に丁寧に伝えながら分かりやすい展示と語り部活動を続けていきたい。

宮本しづえ委員

分かりやすく伝えるのは非常に大事なことで、それはそのとおりである。

誹謗中傷と批判を区別して語り部に徹底すべきではないか。そのことをなぜ説明しないのか理解できない。

誹謗中傷と批判は分けて考えるべきと思うが、どうか。文化スポーツ局長にもう一度聞く。

文化スポーツ局長

語り部の活動についてはただいま述べたところである。

繰り返しになるが、震災と原子力災害により県民が避難所を転々した、あるいは大家族がばらばらになってあちこちに避難した、そうしたことも東日本大震災・原子力災害伝承館の展示で事実として伝えている。

そうした中で私も市町村駐在、それから避難者支援をする中でこの事故に対する怒りであるとか、行政に対する不信感や不満というものを聞いてきた。そうした背景の下で語り部が自らの経験としてその思いを語ることは自然なことである。東日本大震災・原子力災害伝承館は幅広い世代の方が利用するため、一方的な批判や誹謗中傷によって来館者に十分に伝わらないことのないように分かりやすい語り部活動をしていく観点から、引き続き語り部とも趣旨をよく話しながら率直に語ってもらうように取り組んでいきたい。

佐久間俊男委員

今定例会でも質問のあった総合計画について聞く。

総合計画は今年12月に策定予定だったが、来年9月に延期になった。

東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興の取組によりようやく本県の復興の姿が見えてきたところに、新型コロナウイルス感染症が世界で拡大していった。そういった中において新型コロナウイルス感染症の影響を総合計画にどのように位置づけていくのか。

リモート会議、SNS、キャッシュレスなど時代も変わってきているため、世の中も本県も変わっていかなければならない。また、本県は生活圏を7つに分けて各地域の特性を生かして発展に努めるとしているが、こういった時代の変化を考えた場合に総合計画は今までのとおりでよいのか。7つの生活圏、人との関わり方、農業・工業・商業といった大きな分野にまたがって総合計画を議論していかなければならないのではないのか。

そこで、県民の声をどのように集約しながら総合計画に反映していくのか。特に医療関係者の声をどのように総合計画に組み入れていくのか。その組み入れの仕方によって総合計画も変わるため、総合計画をどのように組み立てていくのか説明願う。

復興・総合計画課長

委員指摘のとおりコロナ禍になって非常に大きな局面を迎えていると認識している。現在、新型コロナウイルス感染症

については第2波とされており、今後、インフルエンザと同時に蔓延する可能性も指摘されているため、予断を許す状況にはないことから、引き続き感染拡大防止と医療確保を核に進める必要がある。

一方で県内の地域経済にも大きな影響があると受け止めており、感染拡大防止と社会経済対策を両立させていくことが大事だと考えている。その中でも都市部における過度の人口集中の是正、あるいは地方分散の必要性が改めて認識されるようになっている。また、人々の暮らしや仕事も含めた社会的なデジタル化の進展が促されるなど、これまでの常識や価値観の変化、あるいは長年抱えてきた課題の解決に向けた流れも少しずつ見えてきており、本県にとっても逃してはならない変化が見えてきた。

年内にも再開させる審議会には医療関係者も委員になっているため、様々な意見を踏まえて検討していきたい。さらに、これまでも地域懇談会、小中高生や大学生との意見交換などを行ってきたため、そうした意見も反映させていきたい。

佐久間俊男委員

今、説明のあったようにいろいろな意見を集約しながら立派な総合計画になるように見守っていきたい。

次に、東京オリンピック・パラリンピックについて聞く。

新聞等によれば聖火リレーは来年3月25日に本県からスタートし、全国につないでいくと聞いているが、これからどのように取り組んでいくのか。

また、今年3月の聖火リレーは相当な準備をしながら2日前に中止になってしまった。既に予算を執行した部分もあると思うが、来年3月の聖火リレーに向けて県全体の機運を盛り上げていかなければならない。

そこで、来年開催される東京オリンピック・パラリンピックに関する予算について聞く。

オリンピック・パラリンピック推進室長

9月28日に新たな聖火リレーの日程等が組織委員会から発表された。来年3月、復興のシンボルであるJヴィレッジから聖火リレーが再びスタートできることは大変うれしく思っている。聖火リレーが本県から出発することでどんな困難も克服できるという力強いメッセージとともに多くの人々の希望の道を照らしてくれるのではないかと期待を込めている。

また、今まさに新型コロナウイルス感染症による未曾有の困難に直面している状況ではあるが、聖火リレーや東京オリンピック・パラリンピックを通じて必ず克服できるといった勇気と希望を与えてくれるものと期待している。県としては感染症対策を十分に図りながら復興五輪のスタートにふさわしい聖火リレーになるようにしっかり準備を進めていきたい。

次に、聖火リレーの予算についてであるが、延期前の聖火リレーは3月26日から3日間グランドスタートとしてしっかりと準備を進めてきたが、スタート2日前の3月24日に大会が延期になったため聖火リレーも延期になった。県としても組織委員会と連携していつでもスタートできるように準備していて直前で延期になったため、沿道を警備する民間の警備員のキャンセル料、聖火の到着を祝うセレモニーを毎日行う予定だったためその設営に携わったスタッフの人件費などのキャンセル料を払わざるを得なかった。昨年度の聖火リレーに係る経費についても既に支出しているが、延期後の聖火リレーについては9月補正予算に計上している。

なお、延期後の聖火リレーについては今後示される予定の聖火リレー運営の方針や新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて適正な予算の執行に努めるとともに、市町村や関係団体としっかり連携しながら準備を進めていきたい。

佐久間俊男委員

新型コロナウイルス感染症対策を十分に確保しながら聖火リレーが盛大にできることを願っている。

本県で野球・ソフトボール競技が開催されれば国内外から選手、スタッフ、観客など多くの人が集まることが想定される。

そこで、新型コロナウイルス感染症対策として検疫、医療体制などをしっかりつくり上げていかなければならないと思うが、現時点での新型コロナウイルス感染症対策について考えがあれば聞く。

オリンピック・パラリンピック推進室長

9月に国、東京都、組織委員会が中心となって新型コロナウイルス感染症対策を検討する調整会議を立ち上げており、全部で5回開催すると聞いているが、既に2回開催されている。その調整会議で競技会場になっている自治体における新型コロナウイルス感染症対策についても話し合われると聞いているため、調整会議の議論も注視しながら組織委員会としっかり連携して新型コロナウイルス感染症対策を展開していきたい。

また、東京オリンピック・パラリンピックの新型コロナウイルス感染症対策については会場に来る観客だけではなく、都市ボランティアをはじめとするスタッフに対する対策も非常に重要である。さらに、競技会場だけでなく、シャトルバスに乗る場面、あづま球場に着いた場面、ライブサイト会場など多方面に対策を施さなければならない。このためそれぞれの場面、それぞれの対象者に対してどういった対策が必要なのか組織委員会としっかり協議しながら進めていきたい。

佐久間俊男委員

本県として受け入れる際、一番気をつけなければならないのは、県民の生命と健康を確保することである。

今後、国、組織委員会と話し合いがされるとのことだが、本県として開催するに当たっての考え方や今後の日程について聞く。

オリンピック・パラリンピック推進室長

先ほど説明したようにどういった場面で、誰にどのような対策が必要なのかを国、組織委員会、東京都でガイドラインを作成して示すと聞いている。聖火リレーもそうであるが、それを踏まえて本県の実情に応じて柔軟に対応していきたい。

聖火リレーではランナーをはじめ関係するスタッフの安全・安心、それから野球・ソフトボール競技においては観客、都市ボランティアなど関係者が多岐にわたるため、国等で話し合われている対策を基本にしながら関係するところとしっかり詰めながら考えていきたい。

佐久間俊男委員

新型コロナウイルス感染症対策のような大きな仕事は自治体が責任を持ってやるのが大事だと思う。

聖火リレーの予算について9月補正で計上してあるが、通常であればかからない新型コロナウイルス感染症対策に係る経費が発生する。

そこで、聖火リレーの予算を国に対してどの程度要求しているのか。

オリンピック・パラリンピック推進室長

来年度の本大会に向けて本県に係る大会の経費については、具体的な金額としては国に要求していないが、昨年度、本県では直前に聖火リレーが延期になったことにより多額のキャンセル料を支払っている。そのため延期後の聖火リレーの実施経費、競技開催自治体として行う機運醸成や装飾、都市ボランティアの管理運営などの経費が本県の負担にならないように国に要望している。引き続き、財源の確保に向けて国としっかり協議していきたい。

佐久間俊男委員

やはり財源の確保である。国との折衝等も大変厳しい状況にあると思うが、来年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた新型コロナウイルス感染症対策の財源を確保するため、財源確保に向けた局長の決意を聞いて質問を終わる。

文化スポーツ局長

延期後の聖火リレーを実施するための費用、延期に伴って必要となる費用、新型コロナウイルス感染症対策の費用などいろいろな費用があるため、国、組織委員会、関係機関と調整を続けて粘り強く取り組んでいきたい。

山口信雄委員

浪江町に開所した福島水素エネルギー研究フィールドについて聞く。

今年3月にオープンして半年がたち、ここは水素を作るだけでなく、使用する量に応じて生産することだが、この半年間で分かってきたことがあれば聞く。

エネルギー課長

福島水素エネルギー研究フィールドは商工労働部の所管になるため、その運用の詳細については述べることはできないが、エネルギー課においてはあづま運動公園、Jヴィレッジに燃料電池を置いて、福島水素エネルギー研究フィールドで生産された水素をトレーラーで運び、それを使って水素の仕組みを皆さんに周知する事業を今年度から実施している。

また、市町村等にも活用してもらえるように事業可能性調査の予算を紹介している。先日もあづま運動公園で市町村への説明会を開催し、水素についての理解を深めてもらった。

一方、福島水素エネルギー研究フィールドで幾ら作って、どれだけ使用しているという技術的な実証事業はNEDOによりしっかり進められるものと認識している。

なお、一昨日発表になった国の概算要求において、福島水素エネルギー研究フィールドの水素を活用するための予算が新規事業として計上されたため、商工労働部、資源エネルギー庁、NEDOと連携しながらしっかりと協議を進めていきたい。

山口信雄委員

水素のコストダウンをしなければ消費は拡大しない。

そこで、東芝から企業などの少し大きめな建物でも発電として使える大規模な燃料電池が発売されたが、水素を普及していくために防災の面から市町村に補助する考えはあるか。

エネルギー課長

水素の燃料電池については技術的に確立しているが、市場が確立されていないため普及の途上にある。委員指摘の東芝の燃料電池もあづま運動公園に100kW入れているが、今回東芝が新たに発売したものはそれを連続して大規模にしているものである。そういった開発途上にある技術も含めて浜通りに限らず本県のいろいろな地域でできるようになることが理想的である。

引き続き、水素の活用、開発も含めて多角的な視点で活用及び普及をどのように図っていくのかこれからもしっかり検討していきたい。また、新エネ社会構想の改定を検討しているため、その中でも議論をしっかり深めていきたい。

山口信雄委員

本県は2040年までに県内エネルギー需要の100%を再生可能エネルギーにするとしているため、太陽光発電から水素に作り変えて貯蔵したり、蓄電できる水素は2040年に向けて非常に有効な手段だと考えている。

引き続き、市町村や民間に水素を使ってもらえるように紹介願う。

宮本しづえ委員

一昨日の高等裁判所の判決を踏まえて損害賠償について聞く。

県は一貫して賠償指針の見直しを求めてきた経過があり、個々の被害の実情に応じた損害の完全賠償を求めて「実情に応じた損害の賠償」という言い方をしてきた。一審判決や一昨日の高等裁判所判決でも県民全体が損害を被ったとして、国の指針では認めてこなかった会津地方も含めて賠償の対象にすべきとの判決になっている。県南、会津は指針の対象になっていなかったため、県としては東京電力からの寄附金を基にしてこの地域に対して一定の金を県民に出してきた経過があったが、それは賠償の対象にすべきというのが今回の判決である。そうだとすれば、一般論として実情に応じたという言い方ではなく、これまでの経過も踏まえて全県民に対して賠償すべきである。この判決を踏まえて改めて指針の見直しを求めると思うが、この判決をどう受け止めて、どう対応するのか。

原子力損害対策課長

賠償の範囲については委員指摘のとおり一昨日の生業訴訟の判決において賠償の対象地域が広がったところである。原発関係の集団訴訟については全国で約30件ほど提起されているがまだ係争中であるため、引き続き今後の状況を注視していきたい。

ただ委員指摘のとおり、指針についてはこれまでも原子力損害賠償紛争審査会に対し、現地調査などを通して本県の現

状をしっかりと把握するとともに適時適切な見直しを要請したところである。引き続き、強く要請していきたい。

宮本しづえ委員

国、東京電力が上告するかは分からないが、高等裁判所でこういった判決が出たことはやはり重い。県は県民の立場でしっかりとこの判決を受け止めて今後の取組に生かしてもらいたい。

原子力損害対策担当理事の説明にも時効の話があったが、特例で10年となっているものの来年3月で終わってしまう。東京電力には援用しないことを確認したとなっているが、この確認というのは東京電力が積極的に「援用しない」と言ったのではなく、県が東京電力に10年になるに当たり、援用しないことを確認したところ東京電力から「はい」という回答があったということである。ここには東京電力の極めて消極的な姿勢がある気がして心配である。

そこで、法律でもう一度時効を延長して担保しておく必要があると思うが、どうか。

原子力損害対策課長

時効に関する考え方については、昨年11月に行われた県の原子力損害対策協議会の要望において東京電力の社長から「時効完成後も損害がある限り賠償を継続する」との明言にプラスして、県が求めていた将来にわたり消滅時効を援用しないことを具体的かつ明確に示すという要求に対し、社長から時効に関する考え方の明文化を検討するとの回答があり、東京電力が国と協議しながら総合特別事業計画の記載も含めて検討していると聞いている。

また、法的な担保については昨年11月に行われた県の損害賠償対策協議会において国に対してADRの周知、法制度の見直しも含めて必要な対応を行うように要望している。引き続き、県としては法制度の見直しも含めた必要な対応を国に求めていきたい。

宮本しづえ委員

今の説明によれば総合特別事業計画に書き込むとの意味なのか。そうであればそれはいつ出るのか。とにかく来年3月で10年を迎えてしまうため、弁護士はそのことを大変気にしている。上告になれば何年かかるか分からないが、結論が出るまでにはまだ時間がかかるため、その間が担保される法的な保障をしっかりと求めていく必要がある。

そこで、東京電力から文言として出てくるのがいつ頃なのか分かれば聞く。

原子力損害対策課長

国に確認したところ新型コロナウイルス感染症の影響で少し遅れているが、そう遠くない時期には総合特別事業計画を申請して認定されるのではないかと聞いている。

宮本しづえ委員

そこには文言として入るように県としてもしっかりと求めてるよう願う。

次に、Jヴィレッジについて聞く。これは本会議でも我が党の議員が指摘したところであるが、Jヴィレッジは県が100%出資している電源地域振興財団が所有し、(株) Jヴィレッジが管理する関係である。県はJヴィレッジを再生させるため2015年に「新生Jヴィレッジ」復興・再整備計画を策定した。

この復興・再整備計画の基本方針には除染、放射線量の情報公開を徹底し、県民の信頼を確保して施設の運営に当たっていくと記載されている。

ところが、実際に行われたのは除染ではなく、原状回復工事であった。県の復興・再整備計画には徹底した除染を行うと記載していたが、これが原状回復工事になったのはなぜか。

エネルギー課長

委員指摘のとおり復興・再整備計画にも徹底した除染との言葉が入っていたことは承知しているが、県の立場、それから所有者である財団の立場で述べると、しっかりと環境回復することが一番の目的である。その当時は、除染なのか、原状回復工事なのか、誰がどうやるという役割分担が決まる前の話だったため、その表現は除染としたと認識している。

いずれにしても言葉が除染、原状回復工事ということは別にして線量が低減されていることを確認しているため、安全・安心して使ってもらえるように県としても取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

原状回復工事としてやるのか、それとも除染工事としてやるのか、それによってこの事業の性格そのものを変えたと思っている。

民間の原状回復工事としたために8,000Bq/kgを超える指定廃棄物がそのまま保管されていても問題にならなかった。これが除染事業であれば指定廃棄物は1か月以内に適正に処理する必要がある。それを原状回復工事としたため8,000Bq/kgを超える高レベルの廃棄物がそのまま放置されていても法律上は問題にならないとして2年間もどこに保管していたのか説明がないままである。

また、除染事業であれば除去土壌をそのままほかの事業に使うことはなかったと思うが、原状回復工事としたために除染の土壌ではないとして、どこにどう使われたのかは受け入れた相手との関係で明らかにできないとのことである。そして、原状回復工事が出た5万㎡の土壌がどこかの工事に使われてしまっている。

Jヴィレッジをしっかりと除染して県民が安心して使えるように再生計画をつくったのにもかかわらず、それを原状回復工事にしてしまったためにこういった問題が発生した。

そこで、県は計画どおりに除染事業として行うべきだったと思うが、どうか。

エネルギー課長

廃棄物の処分までの期間が一定程度かかってしまった事実は我々も認識しており、様々な指摘があることについては受け止めている。

その上でその一部は国直轄エリアであるため通常であれば除染となるが、広大なJヴィレッジを事故対応拠点として使用していた東京電力と環境省で役割分担がなされたものと認識している。一部は国で除染した箇所もあったが、いずれにしても一義的に使用していた東京電力の責任において原状回復を図るべきである。

我々が確認したのは環境回復が図られているかどうかである。これが一番重要である。線量の管理及び公表については今も行っているため、これらの取組などにより安心して使ってもらえるように関わっていきたい。

宮本しづえ委員

この扱いがなぜ曖昧になってしまったのか。なぜこういった扱いをしてしまったのか。その理由が理解できない。

東京電力はJヴィレッジを県に返還するときに指定廃棄物が存在することを県に伝えていたが、その処理をどうするかについて役割分担がその時点で明確でなかったため、2年間もそのまま放置されてしまったと記者会見で述べている。

県は返還された段階で指定廃棄物がその当時118㎡あることは分かっていたのか。

エネルギー課長

一部再開直前の平成30年6月に原状回復で発生した廃棄物が保管されていることは承知していた。

宮本しづえ委員

承知しているのにその処理が2年間も遅れてしまったのか。

今年の7月31日に処理の申請がされ、8月には富岡町にある埋立処分場に運んでいる。申請すればすぐに処理ができたはずなのになぜ2年間もやらなかったのか。ここが非常に不可解である。この理由は一体どこにあったのか。

エネルギー課長

指定廃棄物の搬出に一定の期間を要した理由については、8,000Bq/kg以下は東京電力が独自に原因者として処分しているが、8,000Bq/kgを超えるものは制度上の扱いとして東京電力が指定廃棄物の申請者になり得ないため、その申請を誰がするのか、廃棄物の管理の在り方等について検討がなされていたと認識している。

宮本しづえ委員

東京電力は申請者になれないため、電源地域振興財団に申請してもらうしかなかったが、その申請に当たって東京電力は申請に必要な準備をもっとやるべきだったと記者会見で認めている。

しかし、電源地域振興財団は東京電力に早く処理できるような準備を求めるべきだったと思うが、それを求めたのかど

うかも不明である。今になって8,000Bq/kg以上あると言われて急いで申請して処理されたというのが経過である。もしも問題にならなかつたらそのまま置かれたのではないかと心配した。

電源地域振興財団は東京電力に早く処理できるように求めなかったのか理解できないが、何か理由があるのか。

エネルギー課長

当事者である東京電力が制度上は指定廃棄物の申請者になれないことを踏まえた調整等が行われたため期間を要したと認識している。そうした申請の問題など様々な調整が進められていることは県としても承知しており、東京電力への申入れ等は適宜行われていたと認識している。

宮本しづえ委員

認識していたが調整に時間がかかったと本会議でも述べている。しかし、たった73m³の指定廃棄物の処理の調整に2年もかかるのは常識的に考えられない。この問題はもしかしたら高い放射線量の廃棄物がJヴィレッジにあること明らかにしたくないという思惑があるのかもしれない。うがった見方をすれば、東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーの出発の地であるJヴィレッジにそういったものがあることを明らかにしたくない。そういった思惑があって2年間もそのままにしてきたのではないか。そんな見方もできないわけではない。それでは県民の立場になっていないと思うが、そういった理由があったのではないか。

エネルギー課長

この原状回復工事については東京電力の責任の下しっかり行うように県として求めてきた。

宮本しづえ委員

この一連のJヴィレッジについては県民に疑問がずっと残ったままになっている。そのため、県民に情報公開するのであれば除去土壌の再利用も含めて全体像を明らかにすべきだと思うが、どうか。

エネルギー課長

これからも、環境を元に戻すために足りない部分があれば、事故対応拠点として使用した東京電力に対して必要な措置をしっかりと求めていく考えは変わらない。

宮本しづえ委員

全体像を含めてぜひ明らかにすることを再度求めておく。

次に、避難者の支援関係について聞く。

復興期間の10年が終わり、次の復興予算が約1.1兆円との報道があったが、この

1.1兆円はどのように積み上げたのか。

企画調整課長

これは復興財源フレームなどと呼ばれており、次年度から5年間のうち復興に係る財源の見込額が今年7月に閣僚級の会議において決定された。それによると見込額は約1.6兆円になっている。そのうち本県分が1.1兆円、それとは別に国際教育研究拠点、移住、定住などの新しい活力を呼び込む事業、帰還困難区域に係る部分など現時点で算定が困難な事業に対応できるよう、一定の金額も確保された。

また、この1.6兆円と1.1兆円の差は宮城県、岩手県、復興庁の部分である。この1.1兆円については委員指摘の被災者支援なども含めて市町村にどういった復興事業が必要なのか聴いた上で概算として知事から要望していた額である。これにより今後5年間に被災者支援も含めた復興のために必要な予算はしっかり確保されたと受け止めている。

宮本しづえ委員

本県分が1.1兆円でその中には国際教育研究拠点のような事業は含まれておらず、そういった事業費はこれから出てくるとのことであるが、避難者に寄り添った事業はまだまだ継続が必要である。

そこで気になるのは、与党の第9次提言に避難者について帰還の意思を確認した上で支援の方法を検討すべきであり、そのための適切な調査方法を検討すべきとされていることについて、県はどのように受け止めているのか。

避難者支援課長

帰還の意思がない方は避難者とみなされないのではないかと懸念だと思うが、県としてはこれまでも、帰還の意思や避難者数の集計に含まれるか否かにかかわらず、支援を必要とする方を幅広く捉えて支援してきたところである。今後とも、避難者の個々の事情を丁寧に伺いながら支援に努めていきたい。

宮本しづえ委員

今の説明はそのとおりであり、それについて国も財政的に支援している。ただこういった提言が出されることで、これまでしてきた支援が継続できなくなることを懸念しているため、引き続き国に避難者の支援が継続して必要なことを伝えて財源を確保してもらいたい。

与党提言でいろいろあっても避難者の適切な実態調査は必要である。個々の実態調査をもっと丁寧に、一人一人のカルテのようなものを作って実態を把握することが必要ではないか。仮設借り上げ住宅の提供が終わるときに個別に聞き取りをしたが、避難者をしっかり支援するためには個別の調査も改めて行う必要があるのではないか。相談拠点で話を聞いているだけではなく、本当に個々の実情に寄り添った支援をするための個別の調査が必要だと思うが、どうか。

避難者支援課長

避難生活の長期化等を踏まえて避難者が抱えている課題は生活面、健康面、福祉など様々な面で個別化、複雑化していると認識している。

県では生活再建支援拠点による相談対応だけでなく、市町村と国とも連携しながら住民の意向調査を行っているほか、戸別訪問等も行いながら丁寧に事情を聴いて対応してきたところである。避難者からは様々な声が寄せられており、今後ともこうして寄せられる避難者の声を丁寧に伺い、抱えている課題の解決に向けて避難先自治体、関係機関としっかりと連携しながらきめ細かな支援に努めていきたい。

佐藤義憲副委員長

先頃示された過疎・中山間地域の振興に関する年次報告書について聞く。

新型コロナウイルス感染症により地方への回帰が非常に注目されており、今回の専決処分にもリモートワークに関する事業が入っている。その一方で、この年次報告に示されている携帯電話のエリアカバー率は県全体では99.9%、過疎・中山間地域に限定すれば99.4%となっている。県の取組としてはエリア拡大に向けて事業者者に要請していくとあるが、この辺をしっかりとしなければテレワークなどの移住政策を行っても移住につながらないことが懸念される。

そこで、情報通信基盤の強化について県の考えを聞く。

情報政策課長

中山間地域の情報通信基盤にはブロードバンドと携帯電話がある。

今年度、ブロードバンドについてはほとんど国の財源で敷設できる制度があるため市町村に活用を呼びかけている。

また、携帯電話については大手キャリアが費用対効果の関係で中山間地域にはなかなか敷設しないが、残り0.1%であるため市町村にICTアドバイザーを派遣するなど市町村に寄り添い、市町村と協議しながら個別に解決していきたい。

佐藤義憲副委員長

最近新たな事業者が携帯電話事業に参入している。今までは大手キャリア3社がエリア拡大をメインとしていたと思うが、新規参入の携帯電話事業者のエリアマップを見るとまだまだ普及していない。

格安スマホが出たり、いろいろな電話料金プランがある中で移住を検討している人もいろいろな携帯電話を持っており、自分が持っている携帯電話が使えるのか、使えないのかというのは移住先に対するポイントになってくる。

そこで、今までは大手3社をターゲットにしていたと思うが、新規参入の携帯電話事業者への促進についてはどのように考えているのか。

情報政策課長

県の関わりとしては大手キャリアには要請しているが、新しい事業者までは要請していない。

先ほども説明したとおり市町村が中山間地域をどうしたいのか聴いて一番よい解決の方法を市町村と考えながら支援しているため、新しい事業者に何かするとすれば大手キャリアと同じように要請していきたい。

佐藤義憲副委員長

県の取組としてはこれまでも行っていると理解しているが、情報通信基盤の上に移住、テレワークが成り立つと思うため、この部分は特にしっかり対応願う。